

ORM／Owner Relationship Management™ クラウド型コミュニケーション・プラットフォーム アプリシステム「イエコン」利用規約

第1条（目的）

株式会社CoLife（以下「当社」といいます。）は、クラウド型コミュニケーション・プラットフォームアプリシステム「イエコン」の利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。

第2条（用語の定義）

本規約における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「本アプリ」とは、当社が提供するORM／Owner Relationship Management™「iecon（イエコン）」上で稼働しているクラウド型コミュニケーション・プラットフォームアプリシステム「イエコン」をいいます。
- (2) 「本システム」とは、契約者が本アプリを利用するために、本規約に基づき当社が契約者に使用許諾するサーバ設備及びネットワーク設備をいいます。
- (3) 「契約者」とは、本アプリの利用申し込みを行い、当社と本規約に従って本アプリの利用契約を締結した、申込書「契約者」欄に記載された者をいいます。
- (4) 「管理アカウント」とは、本アプリを申し込み利用するにあたり、一つの契約に対して、任意の数で申し込み可能な本アプリ利用単位をいいます。
- (5) 「本契約」とは、契約者が本規約に同意し、本アプリの利用申し込みを行い、当社が同利用申し込みを承諾することにより成立する、契約者と当社間の利用契約をいいます。
- (6) 「お客様」とは、本アプリのスマートフォンアプリを利用するユーザーであり、「イエコン」を利用するために会員登録をした方をいいます。
- (7) 「イエコンメンテナンスサービス」とは、当社の会員向けサービス対象者、又は契約者から紹介された顧客に対し行う、住宅及び生活関連備品の販売、少額修繕及びリフォームサービスをいいます。
- (8) 「イエコンAI査定」とは、当社が本アプリで提供する機能で、契約者が別途機能利用申込を行う機能及び付帯するサービスをいいます。

第3条（規約の変更）

当社は、本規約の一部又は全部を変更することができるものとします。本規約を変更する場合、本規約を変更する時期及びその内容を当社ウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、又は契約者に通知します。但し、法令上、契約者の同意が必要となるような場合は、当社所定の方法で契約者の同意を得るものとします。なお、本規約の変更後に本アプリを利用した場合は、変更後の本規約に同意したものとみなします。

2. 前項の規定にかかわらず、法令上、契約者の同意が必要となるような場合において、契約者が本規約の変更を同意しない場合、契約者は第15条所定の解約手続によって本契約を終了することとします。

第4条（本アプリの内容）

本アプリの範囲及び内容は、別紙「ORM／Owner Relationship Management™「iecon（イエコン）」に記載の機能とし、当社は現状有姿にて本アプリを提供します。

第5条（本アプリの対象外事項）

以下の各号に該当する事項は本アプリの対象外とし、契約者の判断と責任で処理するものとし、当社はいかなる責任も負いません。

- (1) 本アプリを利用するために必要な本システム以外のコンピュータ端末、通信機器、通信回線その他ネットワーク設備の保持・管理及びコンテンツの保持・管理
- (2) 以下の各事由による本アプリの中断・障害、及びそれらの中断・障害に起因するデータ復旧
 - ① 前号の機器・設備の中断・障害
 - ② 契約者の不適切な使用、その他契約者の責に帰すべき事由に起因する中断・障害
 - ③ 第三者の故意又は過失に起因する中断・障害
 - ④ 停電、火災、地震、労働争議等の契約者、当社いずれの責にも帰しがたい事由に起因する中断・障害

2. 本アプリを利用したお客様に本システムによる自動送信の電子メールについては、指定された電子メールアドレスに対して送信されたことのみを保証し、指定された電子メールアドレスへの到達を保証するものではありません。

第6条（本アプリ内容の変更）

当社は、本アプリの内容の一部又は全部を変更することができるものとします。本アプリの内容を変更する場合、本アプリの内容を変更する時期及びその内容を当社ウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、又は契約者に通知します。但し、法令上、契約者の同意が必要となるような場合は、当社所定の方法で契約者の同意を得るものとします。なお、本アプリの内容の変更後に本アプリを利用した場合は、変更後の本アプリの内容に同意したものとみなします。

2. 前項の規定にかかわらず、法令上、契約者の同意が必要となるような場合において、契約者が本アプリの変更を同意しない場合、契約者は第15条所定の解約手続によって契約を終了することとします。

第7条（本アプリの申込方法及び登録）

本アプリの利用を希望する者は、本規約を遵守することに同意し、かつ、当社所定の利用申込書に、登録に必要な情報を記載して提出することによって、当社に対し、本アプリへの登録申請を行うものとします。

2. 当社は、第1項の登録申請について登録の可否を判断し、登録を認める場合には、第1項の登録を申請した者に対して、管理アカウントを発行します。本項に定める管理アカウントの発行をもって、契約者としての登録が完了し、当社と契約者との間で本契約が成立したものとします。なお、契約者は、管理アカウントの発行を受けた段階から、本アプリの利用を開始することができるものとします。

3. 当社は、第1項の登録申請について、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録を拒否することがあります。なお、当社はその判断の理由について一切開示義務を負いません。

- (1) 当社所定の申し込み手続に従わない場合
- (2) 利用料金の支払が滞るおそれのある場合（なお、当社は、与信力証明のため財務諸表の提出を求めることがあり、契約者がこれに応じない場合、本号に該当するものとみなします。）
- (3) 本アプリの競合サービスに利する行為があると当社が判断した場合
- (4) 本アプリの提供にあたり、業務上又は技術上の問題が生じる、又は生じるおそれのある場合
- (5) 契約者が反社会的勢力である場合、又は反社会的勢力に關与しているおそれがある場合
- (6) 当社への本アプリの申し込み時に当社に提供した情報の一部若しくは全部につき虚偽、誤記又は記入漏れがあった場合
- (7) 過去本規約に違反した者である場合
- (8) 当社から第21条第1項に定める解約権の行使を受けた者である場合
- (9) その他当社が不相当と判断した場合

第8条（本アプリの利用期間及び最低利用期間）

本アプリは管理アカウント発行日である利用開始日を含む月の翌月1日を利用期間起算日とします。

2. 利用期間は、月単位とします。

3. 初回の利用期間は利用期間起算日から1年間（以下、「最低利用期間」といいます。）とします。

4. 最低利用期間内に契約者の事情により本契約が解約された場合、契約者は最低利用期間の残余期間に対応する利用料金に消費税及び地方消費税相当額を加えた額を、当社が定める期日までに当社に支払うものとします。

5. 契約者から当社に対し、利用期間満了日の前月末日までに第15条の解約手続によって本契約を終了させる旨の申し出がなされない限り、利用期間は毎月自動更新されるものとし、その後も同様とします。

第9条（本アプリの利用料金）

本アプリの利用料金は、当社所定の申込書に記載の金額に消費税及び地方消費税を加えた額とします。利用料金のうち、月額費用については利用開始日を含む月の翌月1日を起算日（利用期間起算日）とし、日割り計算はしないものとします。

第10条（利用料金の変更）

当社は、利用料金を変更することができるものとします。当社は、利用料金を変更する場合には、利用料金を変更する月の前月の末日の2か月前までに、申込書に記載の契約者メールアドレスに電子メールを送信して行います。この場合、契約者のメールサーバに電子メールが正常に到達した時をもって通知が完了したものとみなします。

（続く）

第11条（利用料金の支払方法等）

契約者は、次の各号のいずれかの方法により、利用料金等を当社に支払うものとします。

- (1) 銀行振込
 - (2) 預金口座からの口座振替
2. 契約者の支払方法については、次の各号のとおりとします。
- (1) 銀行振込の場合、当社所定の方法にて支払うものとします。
なお、支払にかかる振込手数料は全て契約者の負担とします。
 - (2) 預金口座からの口座振替の場合、当社が指定する回収代行業者を通じて引落が可能な金融機関のみとし、契約者が指定した預金口座から自動引落の方法で支払うものとします。なお、預金口座からの口座振替によるお支払の手続が完了するまでに時間を要する場合、別途当社が指定する支払方法により利用料金を支払うものとします。
3. 支払期日が経過しても請求額の支払がない場合や預金残高不足などにより支払ができない場合、契約者は、支払期日の翌日から完済まで年10%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第12条（イエコンメンテナンスサービス利用及び手数料等）

本アプリを通してお客様に提供するイエコンメンテナンスサービスについて、契約者はその利用の有無を選択できるものとします。

2. 契約者がイエコンメンテナンスサービスを利用する場合において、当社とお客様の間でイエコンメンテナンスサービスの売買契約又は請負契約、その他のイエコンメンテナンスサービスに関する契約が成立した場合、当社は契約者に次の各号に定める手数料を支払うものとします。
 - (1) 住宅及び生活関連備品販売については送料及び代引手数料を除く売上の10%
 - (2) 少額修繕及びリフォームサービスについては売上の10%
(なお、住宅設備修理サービス「プラチナ・メンテナンス」の修理費用及び緊急駆けつけ手配時の対応費用は除く。)
3. 当社は、当社が1月～6月の間にお客様に納品した商品及び提供した役務分の手数料について7月の10営業日までに、当社が7月～12月の間にお客様に納品した商品及び提供した役務分の手数料について1月の10営業日までに、それぞれ支払通知書を契約者に電子上で送付する。当社は、支払通知書が契約者に送付された日が属する月の翌月末日までに契約者が指定する銀行口座に前項に定める手数料を振り込むものとします。なお振込手数料は当社の負担とします。
4. 当社は、契約者に対して、各締め分において、手数料総額が税込1,000円に満たない場合は、手数料をお支払いしないものとします。

第13条（イエコンAI査定の利用及び手数料等）

本アプリで提供する「イエコンAI査定」機能については、契約者は別途「イエコンAI査定」機能利用申込（以下「申込フォーム」といいます。）にて申し込みを行うことで契約者は利用できるものとします。

2. 契約者が「イエコンAI査定」機能を利用し、当社又は当社指定の提携会社を詳細査定の依頼先に設定をする場合において、当社又は当社指定の提携会社にて不動産売買契約が成立した際の当該売買契約に係る媒介契約に基づく仲介手数料に対する紹介手数料を、当社は契約者に支払うものとします。
3. 前項に定める紹介手数料については、当該仲介手数料の全額を当社又は当社指定の提携会社が受領したことをもって対象仲介として算定を行い、その対象仲介件数を発生各月ごとに締め、翌月第5営業日までに当社より契約者に支払うべき紹介手数料額を契約者に対して通知し、通知日の翌々月末日までに契約者が指定する銀行口座に振り込むものとします。なお、振込手数料は当社の負担とします。
4. 当社が本条2項及び3項に定める紹介手数料を契約者に支払った後に、該当の売買契約が無効、解約若しくは解除された場合等により、当社又は当社指定の提携会社に媒介契約に基づく仲介手数料の請求権が発生しない場合若しくは消滅した場合、契約者は、当社より受領した紹介手数料額の全額を直ちに当社に返金するものとする。なお、返金にかかる振込手数料は、契約者の負担とします。
5. 契約者が「イエコンAI査定」機能を利用し、当社指定の一括査定サイトの表示設定を行う場合において、当該一括査定サイトへの送客の対価としての送客手数料を、当社は契約者に支払うものとします。
6. 前項に定める送客手数料については、対象送客数を発生各月ごとに締め、翌月第5営業日までに当社より契約者に対して通知し、通知日の翌々月末日までに契約者が指定する銀行口座に振り込むものとします。なお、振込手数料は当社の負担とします。
7. 契約者が「イエコンAI査定」機能を利用し、詳細査定の依頼先として契約者（又は契約者に関する事業者等を含む。）を設定する場合において、お客様が契約者（又は契約者に関する事業者等を含む。）に対して詳細査定の依頼を送信した査定件数ごとの詳細査定送客手数料を、契約者は当社に支払うものとします。

8. 前項に定める詳細査定送客手数料については、本アプリの履歴をもとに当社にて算定を行い、対象詳細査定送客件数を発生各月ごとに締め、翌月第5営業日までに当社より契約者に対して、請求書を発行するものとします。契約者は請求書受領日が属する月の末日までに当社の指定する銀行口座に振り込むものとします。なお、振込手数料は契約者の負担とします。
9. 本条にて定める各種手数料についての金額は、申込フォームに記載の条件表に定めるものとします。

第14条（届出事項の変更）

契約者は、本アプリの申し込み時に当社へ届け出た利用申込書の内容に変更が生じた場合、当社指定の方法を通じて、変更内容をすみやかに届け出るものとします。

第15条（契約者による本契約の解約）

契約者は、当社に対し当該利用期間満了日の前月末日までに当社所定の手続により解約を申し出ることにより、本契約を解約できるものとします。

2. 前項に定める申し出が当社に到達した日を含む月の翌月末日、又は同申出書に記載した解約希望月末日のいずれか後の日付をもって解約日とします。
3. 利用期間の途中解約や利用日数の有無にかかわらず、当社が規定した利用期間分の利用料金は、全額お支払いいただくものとします。
4. 本契約の解約にあたり、契約者が当社に対して負っている債務が有る場合は、契約者は、当社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払を行わなければならないとします。
5. 本条により、契約者が本契約を解約した際に、契約者が当社に対して既にお支払いいただいた利用料金がある場合、当社から契約者への利用料金の返金はいりません。

第16条（個人情報の取扱い）

当社は本アプリで、契約者から提供を受けたお客様の個人情報を、お客様に向けた利用規約の個人情報の取扱いで定めたとおり、適切に取り扱います。

2. 当社は、契約者のご担当者様の個人情報を、本アプリに関してのご連絡をするために取得し、利用します。
3. 契約者は本アプリを通して取得したお客様の個人情報及び契約者のご担当者様の個人情報について、個人情報保護法を遵守するものとし、適切に管理し、第三者による盗取、漏洩等が発生することを防止するための措置を講じるものとします。

第17条（データの利用に対する同意）

当社は、本アプリ及び当社の他のサービスの運用・改善、統計データの作成、今後のサービスの企画、立案又は実施、マーケティング資料としての利用、並びにその他これらに関連する目的のために、以下の情報を取得し、利用することができます。

- (1) 登録された物件情報や設備情報
 - (2) メールやメッセージのタイトル及び内容
 - (3) その他契約者の本アプリの利用状況に関する情報
2. 前項所定の情報は、契約者又は当社が本契約を解約した後も、当社が保有し続けることがあります。

第18条（委託）

当社は、当社の責任により運用業務の一部又は全部、各種サービス提供に関して第三者に委託することができるものとします。この場合、当社は、当該委託先に対し、第23条（秘密保持）のほか当該委託業務遂行について本規約所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとし、当該委託先の行為によって発生した損害について連帯して責任を負うものとします。

第19条（禁止事項等）

契約者は、本アプリを利用して以下の情報を扱ってはなりません。

- (1) わいせつ、賭博、暴力等、公序良俗に反する情報及びそのおそれのある情報
- (2) 性風俗、出会い系等の情報
- (3) 無限連鎖講等の情報
- (4) 犯罪行為を誘発する情報及びそのおそれのある情報
- (5) 不公正な競争となる情報及びそのおそれのある情報
- (6) 他人の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権、その他の権利を侵害する情報及びそのおそれのある情報
- (7) 他人のプライバシー等を侵害する情報及びそのおそれのある情報
- (8) 他人の名誉、信用を毀損し、又は誹謗中傷する情報及びそのおそれのある情報

（続く）

- (9) 性別、民族、人種等による差別を助長する情報及びそのおそれのある情報
 - (10) 有害プログラムを含んだ情報及びそのおそれのある情報
 - (11) ジャンクメール、スパムメール、チェーンメール等正当な通信目的以外の情報及び本号に定める情報が含まれているおそれのある情報
 - (12) 本アプリの運営、当社の営業を妨げる情報及びそのおそれのある情報
 - (13) 法令又は本規約に違反する情報、及びそのおそれのある情報
 - (14) その他、当社が不適切と判断する情報
2. 契約者は、本アプリにおいて、以下の行為を行ってはなりません。
- (1) 法令又は本規約に違反する行為、これらの行為を助長する行為又はそのおそれのある行為
 - (2) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
 - (3) 当社、又は第三者に不利益若しくは損害を与える行為、又はそのおそれのある行為
 - (4) 本アプリの他の契約者、お客様その他第三者に対する詐欺又は脅迫行為
 - (5) 当社、お客様、本アプリの他の契約者その他第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権、プライバシー、名誉若しくは信用、その他の権利を侵害若しくは毀損する行為又はそのおそれのある行為
 - (6) 当社又は第三者のサーバに過度の負荷をかけ、当社の本アプリの運営を妨げる行為、又はそのおそれのある行為
 - (7) 不正アクセスやクラッキングに相当する行為
 - (8) 通常の使用以外での特殊なアクセスを行う行為
 - (9) 本アプリを通じて、又は本アプリに関連してコンピュータウイルス等、有害なプログラムを使用、提供する行為
 - (10) 本アプリの一部又は全部をリバースエンジニアリング、逆コンパイル、又は逆アセンブラ、その他本アプリを解析する行為
 - (11) 当社若しくは本アプリの信用を毀損する行為、又はそのおそれのある行為
 - (12) 当社に対して虚偽の申告、届出を行う行為
 - (13) 契約者の登録したメールアドレス及びパスワードを、他の契約者若しくは第三者に貸与若しくは譲渡する行為、他の契約者の登録したメールアドレス及びパスワードを利用する行為、又は、契約者の登録したメールアドレス及びパスワードを、他の契約者若しくは第三者と共用する行為
 - (14) 契約者が、管理アカウントを保有しているにもかかわらず、再度本アプリの利用申し込みを行う行為
 - (15) 当社が事前に許諾しない本アプリ上での宣伝、広告、勧誘、又は営業行為
 - (16) 前各号の行為を直接又は間接に惹起し又は容易にする行為
 - (17) その他、当社が不相当であると判断する行為

3. 当社は、契約者が前2項の定め違反したと判断した場合、直ちに本契約を解約できるものとします。但し、当社は、当該月の利用料金の月額費用及び本アプリの提供のために発生した費用を請求することができます。なお、本契約が契約者の責に帰すべき事由により解約された場合の違約金及び既払いの利用料金の取扱いについては、第21条第5項、第7項によるものとします。

4. 契約者が、第1項及び第2項各号のいずれかの事由に該当した場合、契約者は、当社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。

第20条（第三者への利用提供）

契約者が第三者に本アプリを利用させる場合、当該第三者は、本規約に同意したうえで、当社と本契約を締結しなければならない。

第21条（当社による本サービスの一時停止及び解約）

当社及び契約者は、相手方が次の第1号～第5号のいずれかに該当する場合は無催告で本契約を解約できるものとし、それ以外の場合においては、事前に又は緊急の場合は事後に書面で改善を催告したうえで、本アプリの全部又は一部の提供又は利用を一時停止し、また、催告後も催告期間内に改善されないときは本契約を解約できるものとします。

- (1) 自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受けた場合、差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあった場合、租税滞納処分を受けた場合、破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始の申立てを受け、若しくは自ら申立てを行った場合、解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとした場合、その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合
- (2) 本アプリの運営を妨害し又は相手方の名誉信用を毀損した場合
- (3) 利用申込書、利用変更申込書その他通知内容等に虚偽記入、誤記又は記入漏れがあった場合

- (4) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
 - (5) 支払が遅延した場合（パートナー経由の支払の場合パートナーの支払遅延も含みます。）
 - (6) 当社の競合企業に本アプリを利用させる目的など、当社の営業に影響を与える目的を有する場合
 - (7) 本契約を履行することが困難となる事由が生じた場合
2. 当社は、以下の各号のいずれかの事由が生じた場合、契約者に通知することなく、本アプリの全部又は一部の提供を一時停止できるものとします。
- (1) 本アプリの保守点検等の作業を行う際に必要な場合
 - (2) 本アプリに故障等が生じた場合
 - (3) 停電、火災、地震、労働争議その他当社の責に帰すべからざる事由により本アプリの提供が困難な場合
 - (4) 前各号に定める他本アプリの運用上又は技術上の相当な理由がある場合

3. 天災地変その他の不可抗力により、本アプリの全部若しくは一部が滅失し又は破損し、本アプリの使用が不可能となり、かつ、修復の見込みがない場合、当社はその旨を契約者に通知して本契約を解約することができます。

4. 本条により本アプリが一時停止し、又は本契約が解約された場合でも、当社は、契約者その他いかなる者に対しても、いかなる責任も負わないものとします。

5. 本契約が契約者の責に帰すべき事由により解約された場合、契約者は、当社に対し、当社が規定した利用期間の残存期間分の利用料金に相当する金額の金員を違約金として支払うものとします。

6. 契約者が、第1項各号（第6号及び第7号を除きます）のいずれかの事由に該当した場合、契約者は、当社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。なお、契約者が、第1項第6号及び第7号のいずれかに該当する場合には、第1項に定めたとおり、契約者が、当社による催告後、催告期間内において同号に該当する事由を改善しないときに、契約者は、当社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。

7. 本条により、本契約が解約された際に、契約者が当社に対して既にお支払いいただいた利用料金がある場合、当社から契約者へ利用料金の返金はいりません。

第22条（本アプリの終了）

当社は契約者に3か月前までに本サイト上に掲示を行った上で、本アプリの全部又は一部を終了することができるものとします。

2. 前項の規定により、本アプリが終了した場合、契約者は、当社に対して、第15条第3項の規定にかかわらず、本アプリが終了する日までの利用料金を支払うものとします。

第23条（秘密保持）

契約者及び当社は、本アプリの利用により相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨明示した情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示又は漏洩してはなりません。但し、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではありません。

- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
- (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
- (4) 本条の規定に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
- (5) 相手方から本項に従った秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報

2. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、当該秘密情報を第三者に開示する場合は、事前に相手方からの書面による承諾を受けなければなりません。但し、法令の定めに基づき又は権限ある官公署から開示の要求があった場合はこの限りではありません。

3. 契約者及び当社は、相手方より提供を受けた秘密情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用し、複製（バックアップを除く）、改変が必要な場合は、事前に相手方から書面による承諾を受けるものとします。

4. 本条の規定は、本契約終了後、3年間存続します。

第24条（知的所有権の帰属）

本システム及び本アプリのソースコード、デザインその他の物に関する著作権及び意匠権その他の知的財産権は、当社に帰属しており、本規約に基づく本アプリの利用許諾は、本システム及び本アプリに関する当社の知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。

（続く）

2. 契約者は、本アプリ上で提供又は送信する情報について、当社に対し、世界的、非独占的、無償、サブライセンス可能かつ譲渡可能な使用、複製、配布、派生著作物の作成、表示及び実行に関するライセンスを付与します。
3. 契約者は、当社及び当社から権利を承継し又は許諾された者に対して著作権人格権を行使しないことに同意するものとします。

第25条（免責事項及び保証の否認）

本アプリを利用して契約者等が提供又は伝送する情報（コンテンツ）については、契約者の責任で提供されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。

2. 契約者のメールアドレス（ID）及びパスワードが第三者によって使用されていた場合に被った損害について、契約者の故意や過失の有無にかかわらず、当社は一切責任を負いません。

3. 第20条で規定するサービス停止期間中及び第22条の規定する本アプリが終了した場合において、本アプリを利用できなかったこと、及び利用できなくなったことに関する損害、作業が中断したことに関する損害、データが失われたことに関する損害、本アプリを利用することによって得られたであろう利益を得られなかった損害など、本アプリの利用に際して発生した損害については、直接損害又は間接損害、現実発生した損害か否かを問わず、当社は一切の責任を負わないものとします。

4. 当社は、本アプリが契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、契約者による本アプリの利用が契約者に適用のある法令又は業界団体の内部規則等に適合すること、継続的に利用できること及び不具合が生じないことについて、明示又は黙示を問わず何ら保証するものではありません。

5. 当社は、契約者が自らの責任で本アプリ上に掲載し、又は、他の契約者に送信した一切の情報について、その最新性、真実性、合法性、安全性、適切性、道徳性、正確性、有用性及び確実性を何ら保証しません。

6. 本アプリからリンクしている外部サイトは、当社が管理運営するものではなく、その内容の合法性、道徳性、信頼性、正確性やサイトの変更、更新などに関して、当社は一切責任を負わないものとします。また、外部サイトが本アプリの提供情報からリンクしていることは、当社と当該外部サイトとの間に何らかの商業的関係があることを含意するものではありません。

7. 本アプリに関連して、契約者とお客様又は第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等について当社は一切責任を負わず、契約者が自己の責任と費用負担によって解決するものとします。

8. 当社は、契約者が本アプリの利用に起因して被った損害について賠償する責任は一切負いません。但し、当社に故意又は重過失がある場合には、この限りではありません。

第26条（優劣関係と分離可能性）

本規約は契約者と当社との間の本アプリに関する一切の關係に適用するものとし、本規約と抵触する契約条項はこれを排除し、本規約が優先して適用されるものとします。また、本規約の規定の一部が法令又は裁判所により違法、無効又は不能であるとされた場合においても、本規約のその他の規定は有効に存続します。

第27条（損害賠償）

契約者が、契約者の故意又は過失に基づき、本規約の違反により当社に損害を与えた場合、契約者は、直接かつ現実に生じた損害を賠償する責めを負うものとします。

2. 契約者が本アプリの利用により第三者に対し損害を与えた場合又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、契約者は、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負わせないものとします。

3. 契約者が本アプリの利用により取得したお客様の個人情報盗取られ、また漏洩したことによりお客様及び第三者に損害を及ぼした場合、契約者は、自己の責任でこれを解決し、当社は一切その責を負わないものとします。また、これにより当社に損害を与えた場合、契約者は、一切の損害を賠償する責めを負うものとします。

4. 当社は、当社の故意又は過失に基づき、本規約の違反により契約者に損害を与えた場合、当社は直接かつ現実に生じた損害を賠償する責めを負うものとします。

5. 当社が契約者に対し損害賠償責任を負う場合、当社が負担する賠償金の合計額は、契約者が当社に支払った本アプリの利用料金の直近3か月分の合計額（3か月に満たない場合は当社に支払った利用料金の総額）を上限とします。

第28条（反社会的勢力の排除）

契約者及び当社は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと
- (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます。）が反社会的勢力ではないこと
- (3) 自ら又は自らの役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
- (4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと
- (5) 自ら又は第三者を利用して、本契約に関して次の行為をしないこと
 - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ② 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - ③ その他前各号に準ずる行為

2. 一方が次のいずれかに該当した場合には、その相手方は何らの催告を要せずして、本契約の全部又は一部を解約することができるものとします。

- (1) 前項第1号ないし第3号の確約に反した場合
- (2) 前項第4号の確約に反し本契約をしたことが判明した場合
- (3) 前項第5号の確約に反した行為をした場合

3. 前項の規定により本契約が解約された場合には、解約された者は、解約により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わないものとします。

4. 相手方が第2項各号に該当することにより損害を被った当事者は、相手方に対し、その損害の賠償を請求することができるものとします。

5. 当社が、本条の定めにより、本契約を解約した際に、契約者が当社に対して既にお支払いいただいた利用料金がある場合、その取扱いは第21条第7項によるものとします。

6. 契約者が、第2項各号のいずれかの事由に該当した場合、契約者は、当社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。

第29条（権利義務の譲渡制限）

契約者は、当社の書面による事前承諾を得ることなく、契約上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に貸与し、譲渡し又は担保提供等できないものとします。

2. 当社が本アプリに関する事業を第三者に譲渡した場合（事業譲渡、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含みます。）、契約者は、当社がその権利義務の全部又は一部を当該事業の譲受人に譲渡することについて、あらかじめ同意するものとします。

第30条（紛争の解決）

本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛争が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

2. 本契約に関する準拠法は、日本国法とします。

3. 本契約に関する紛争は、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2021年2月1日制定
2023年8月28日改定
2023年10月10日改定
2024年5月9日改定
株式会社CoLife